

傍聴される方へ

傍聴される方は、会議中において次の事は禁止されています。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

その他注意事項

- (1) 携帯電話等のスイッチは、切ってください。
- (2) 録音機、写真機、撮影機等の使用については、会長の許可を必要とします。

東村山市立公民館運営審議会